

平成18年10月12日発行

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第45号） *

インデックス

【1】品目横断的経営安定対策の導入に伴う平成19年度税制改正要望事項をご紹介します！

【2】地域の話題等

一挙に19特定農業団体誕生！

～青森県十和田市で19特定農業団体が約1千haをカバー～

（青森県十和田市、東北農政局発）

JA支所等に加入申請臨時窓口を設置！

（山口農政事務所、中国四国農政局発）

【1】品目横断的経営安定対策の導入に伴う平成19年度税制改正要望事項をご紹介します！

農林水産省では、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、同対策の対象となる担い手の経営発展に向けた取組を支援するため、「平成19年度税制改正要望」に新たな税制特例措置の創設を盛り込みました。

財務省のホームページに掲載されています

→ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/h19kaisei/nourinsuisan/19k.htm>

この要望の内容は、品目横断的経営安定対策の交付金等の交付を受けた担い手（認定農業者、集落営農組織）が、これを活用して「農地や農業用機械等」を取得する場合に、準備金の手法を用いて、当該交付金等に係る課税を実質的に非課税にしようとするものです。

この要望が認められれば、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営への発展が期待できます。

[準備金の手法とは？]

・交付金を準備金として積み立てた場合、積立分は必要経費に算入（法人の場合は

損金に算入)

- ・ 固定資産を取得した場合、圧縮記帳による損金経理
- ・ 問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課（TEL：03-3502-8111）

【 2 】地域の話題等

一挙に 19 特定農業団体誕生！

～ 青森県十和田市で 19 特定農業団体が約 1 千haをカバー～

（青森県十和田市、東北農政局発）

青森県南部の中央に位置する十和田市は、八甲田山や十和田湖などの自然豊かな環境を有し、奥入瀬川をはじめとする多くの河川が潤す田園風景が広がる人口約 6 万 8 千人の市です。また、農業においては、米を中心に、ながいも、にんにくなどの特産物を組み合わせた経営が行われていますが、高齢化の進展や後継者不足に悩まされており、また、19 年産から品目横断的経営安定対策が導入されることもあり、地域の農業を守るための新たな取組を講じることが急務となっていました。

このような状況の中、関係機関の粘り強い支援が実を結び、県内初となる特定農業団体が一挙に 19 団体誕生しました。

去る 10 月 8 日、十和田市において、三村県知事のほか多数の来賓臨席の下、19 の農用地利用改善組合代表に特定農用地利用規程の認定書の交付があり、代表者から今後の取組についての力強い決意表明とともに、JA 等関係機関代表者から期待と励ましの挨拶がありました。

十和田市の水田農業対策の推進については、麦、大豆を中心に持続性ある水田農業の実現を目指して、既存転作集団の営農組合への移行を促進するため、平成 16 年度から市の独自施策として、農地利用集積面積や担い手育成状況、出荷実績に応じて一定額を助成する事業を実施してきたところ、これまでに 20 の営農組合が組織化されました。

品目横断的経営安定対策への加入に当たっては、これら 20 の営農組合を母体とした集落営農組織の育成と法人化の推進に向け、JA 十和田市をはじめとして、市、十和田市地域担い手育成総合支援協議会、県農林水産事務所等の関係機関、団体の各関係機関の協力体制の下、日夜開催した集落座談会において議論を重ねた結果、8 月末から 9 月初旬にかけ、19 地区において農用地利用改善組合が組織化されました。（残り 1 営農組合については、特定農業法人化を検討）

この動きを皮切りに、県内では「十和田に続け！」と更なる特定農業団体の組織化に加え、県内初となる特定農業法人の設立に向け、日々集落座談会での白熱した議論が続いており、地域農業の中核を担う経営体の組織化と今後の効率的・安定的

な経営展開に期待を寄せています。

- ・ 問い合わせ先：青森県農林水産部農業構造政策課（TEL：017-734-9463）

ＪＡ支所等に加入申請臨時窓口を設置！

（山口農政事務所、中国四国農政局発）

山口農政事務所では、山口県下の麦の産地において、品目横断的経営安定対策の加入が見込まれるＪＡ各支所に「品目横断的経営安定対策臨時相談・申請窓口」を設置し、スムーズな加入手続に努めています。

秋まき麦を作付ける農業者を対象として、関係機関と連携し、臨時窓口設置の日時や場所を周知することにより、申請者にとっては利便の良い場所での相談や申請が可能となり、また、窓口にとっても申請者の把握等が容易にでき事務の効率化が図られています。

窓口では、関係機関からの参加も得ながら、受付業務だけでなく、申請者などに対して、対策の概要や交付金の手続の説明のほか、加入申請後交付金を申請するまでに準備しておく書類や、変更が生じた場合の変更届の提出等についての説明も行っています。

この窓口は、９月１３日、１９日、２１日、２２日にＪＡ山口中央名田島支所で、２５日には同秋穂支所で設置したところであり、１０月にはＪＡ下関をはじめ、順次各支所で設置する予定です。

- ・ 問い合わせ先：中国四国農政局山口農政事務所（TEL083-922-5200）

< 編集後記 >

澄んだ秋の空は本当に気持ちいいですが、秋晴れは長続きしないと言われていきます。東京では、過去10年の秋晴れの日を調べると、その60%は一日で終わってしまうのだそうです。

秋に３日の晴れなしとか、女心と秋の空と言われているように、変化が早いのが秋の天気の特徴です。洗濯や布団干しを明日にしようかなと思っていると、翌日には天気が崩れてしまうことが多いのでお気をつけ下さい。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日　：随時発行（週１回程度）
発行元　：農林水産省　経営局　経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>